

山梨県介護福祉士修学資金等貸付事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県介護福祉士修学資金等貸付事業補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、次の各号に掲げる介護福祉士修学資金等貸付事業を実施し、県内の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

(1) 介護福祉士修学資金貸付事業

社会福祉士及び介護福祉法(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)第39条第1号から第3号まで(社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律(平成19年法律第125号)附則第2条第3項の規定により行うことができることとされている同法第3条による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号までを含む。)の規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金を貸し付ける事業

(2) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

法第40条第2項第2号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金を貸し付ける事業

(3) 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

介護人材としての一定の知識及び経験を有する者に対し、再就職のための準備資金を貸し付ける事業

(4) 社会福祉士修学資金貸付事業

法第7条第2号又は第3号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設に在学し、社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付ける事業

(交付の対象)

第3条 この補助金は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第110条に規定する社会福祉協議会(以下「県社会福祉協議会」という。)が、介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱(平成28年3月2日付け厚生労働省発社援第0302第10号。厚生労働事務次官通知の別紙)等に基づいて行う事業(以下「事業」という。)に対し、次の各号に定める経費を交付の対象とする。

(1) 介護福祉士修学資金等貸付事業に要する貸付金の原資

(2) 介護福祉士修学資金等貸付事業の事務に要する経費

(交付額の算定)

第4条 この補助金の交付額は、次の各号に定める額とする。

(1) 事業に必要な前条の経費のうち、厚生労働大臣が必要と認めた額であって、知事が平成28年度に定額として交付する額。

(2) 事業の実績に応じた前条の経費に10分の1を乗じて得た額。ただし、本号の毎年度の交付額の累計は、前号を9で除した額を上限とする。

(交付の条件)

第5条 交付の決定には、次の条件を付すものとする。

(1) 第3条第2号に定める介護福祉士修学資金等事業の事務に要する経費については、予算の範囲内で別途示す額を限度とし、その対象経費は、社会福祉協議会の職員の給与に関する規程により貸付事務担当職員に支給した職員俸給、賃金、諸手当及び社会保険事業主負担金並びに社会福祉協議会の旅費に関する規程により支給した旅費及び貸付事務の運営に要する庁費(報償

費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、使用料、賃借料、通信運搬費、手数料、委託料、備品購入費)とする。

- (2) 県社会福祉協議会長(以下「会長」という。)は、事業の内容を変更しようとする場合は、別紙様式第2により、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (3) 会長は、事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、別紙様式第3により、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (4) 会長は、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 会長は、知事の承認を受けて、前号の規定により財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に返還するものとする。
- (6) 会長は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 会長は、事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (8) 会長は、事業を廃止した場合には、知事の定めるところにより返還された貸付金及び廃止した時点における貸付原資等の残余额の全額を県に返還しなければならない。
- (9) 会長は、前号の規定による返還金のうち、未貸付金及び事務費については、廃止後ただちに、廃止年度以降、返還された貸付金については、毎年4月30日までに県に返還しなければならない。
- (10) 会長は、知事の承認を受けて事業を廃止する場合には、現に貸し付けている貸付金の状況及び当該貸付金の償還計画等を知事に報告するとともに、事業を廃止する時期までの各年度における補助金の額の合計額を限度として、知事が定める額を県に返還しなければならない。
- (11) 会長は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度終了後5年間保管しておかなければならない。

(申請手続)

第6条 会長は、この補助金の交付申請について、別紙様式第1による申請書を別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(補助金の交付)

第7条 この補助金は、次条の規定による事業実績報告書に基づき交付するものとする。ただし、特に知事が必要と認める場合は概算払により交付することができる。

2 会長は、補助金の概算払を受けようとする場合は、別紙様式第4による補助金概算払請求書を知事に提出するものとする。

(事業実績報告)

第8条 会長は、事業に係る実績報告について、事業が完了したときから起算して1か月を経過した日又は事業が完了した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、別紙様式第5による報告書を知事に提出して行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月22日から施行する。

この要綱は、平成28年9月15日から施行し、平成28年4月1日から適用する。